

太陽光発電の適正な推進について

【社会環境部会】

長野県は、日照時間が長く、太陽光発電設備の立地に適している一方で、森林の面積が約8割を占める山岳県である。太陽光発電設備は、建築基準法上の工作物には当たらないため、同法の規制はもちろんのこと、都市計画法の規制も受けず、土砂災害警戒区域内や同特別警戒区域内であっても設置についての規制がない。太陽光発電設備は住宅や工場等の建築物とは異なり、急峻な山林であっても設置が可能であるものの、パネルは雨水の流出係数が高く、降雨に伴い雨水流出量が増加することから、小規模な施設であっても防災や景観、環境面などで地域住民の安全、安心な生活を脅かすことが懸念されている。

長野県では昨年度、「長野県環境影響評価条例」を改正施行するなど大規模な開発行為を中心に規制を強化するとともに、条例等で対象とならない中小規模の開発行為についても、市町村担当者向けの対応マニュアルを作成したところであるが、今後、地域の健全な発展と調和のとれた太陽光発電事業を適正に推進するためには、県と市町村が連携し、用地選定等の計画段階から設置後に至るまでのフローや、留意事項などを明示したパンフレットを作成・配布のうえ説明会を開催するなどして事業者に十分周知し、事業者の自主的な取組を促すことが必要である。